

議案第 33 号

町田市民文学館条例施行規則の一部を改正する規則について

上記の議案を提出する。

2022年1月7日提出
町田市教育委員会
教育長 坂本 修一

(提案理由説明)

本件は、押印の見直しに伴い、申請書等への押印を廃止するため、改正するものです。

別紙のとおり、町田市民文学館条例施行規則を一部改正したい。

なお、改正の概要は、次のとおりです。

1 改正理由

押印の見直しに伴い、申請書等への押印を廃止するため、改正するものです。

2 改正内容

申請書等から申請者等の押印欄を削ります。(第2号様式、第4号様式及び第5号様式関係)

3 施行期日

公布の日から施行します。

4 補足説明

押印欄を削る改正のみを行うため、様式の新旧対照表の添付を省略します。

町田市民文学館条例施行規則の一部を改正する規則

町田市民文学館条例施行規則（平成18年7月町田市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2号様式、第4号様式及び第5号様式中「印」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の第2号様式、第4号様式及び第5号様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。